

(新)家電リサイクル推進事業費

43百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の概要

家電リサイクル制度については、平成18年4月に施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会での合同の審議会を設置し、見直しに向けた審議を行っている。

本事業は、家電リサイクル制度に係る実態調査を実施するものである。

2. 事業計画

家電リサイクル制度に係る実態調査(平成19年度～)

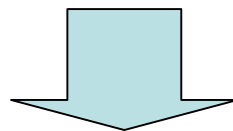
- ・ 廃家電のうち、中古品等として国内外で流通・処理され、家電リサイクル法に基づきリサイクルがなされないものの実態解明及び問題点への対応策の調査
- ・ 不法投棄の要因分析
- ・ 対象品目の拡大の検討のための、家電(4品目以外)に係る実態調査(品目、組成等)
- ・ 廃家電4品目の新製品の動向、組成変化、中古家電の輸出状況、離島での処理状況調査
- ・ ブラウン管テレビの廃棄状況調査(2011年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、今後廃棄台数の増加が予想される) 等

3. 施策の効果

家電リサイクル制度に係る実態調査を実施することにより、家電リサイクルの状況の把握・評価に資する。

(新)家電リサイクル推進事業費 42,981千円

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、平成18年4月に施行後5年が経過し、見直し時期を迎えたことから、同年6月より中央環境審議会・産業構造審議会での合同の審議会において、見直しの審議を実施



平成19年度において、
家電リサイクル法に基づきリサイクルがなされない廃家電の実態調査や、
現行法の対象品目以外の家電も含めた廃棄状況の実態調査等を実施